

**「戦後 80 年おきなわ女性のあゆみ制作業務」に係る
企画提案募集要領**

1 目的

沖縄県では戦後 80 周年祈念事業として、沖縄において様々な分野で活躍し、平和で豊かな沖縄の実現に貢献してきた女性たちの歴史を後世に残し、次世代へ継承するため、戦後 80 年にわたる軌跡をまとめた記念誌を制作する。

2 委託業務名

戦後 80 年おきなわ女性のあゆみ制作業務

※詳細については、別添「企画提案仕様書」を参照

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 予算額

10,846,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

5 応募資格

応募資格は、次に掲げる要件を満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とします。

- (1) 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに迅速に対応できる体制を有すること。共同企業体の場合は、構成員のうち 1 人以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 過去に、国や沖縄県の類似の周知・啓発業務の受託実績を有する、若しくはその能力を有している法人であること。共同企業体の場合は、構成員のうち 1 人以上がこの要件を満たすこと。
- (3) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (5) 国税及び県税を滞納しない者であること。
- (6) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 提出書類の受付期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 本業務を履行できる体制が整備されていること。
- (9) 労働関連法令を遵守していること。
- (10) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (11) 共同企業体による応募の場合は、以下のとおりとする。
- ①共同企業体の場合は、共同企業体の中に管理法人を置くものとする。
 - ②管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。
 - ③共同企業体の構成員間において協定を締結し、共同企業体の管理法人が応募を行うこと。
 - ④共同企業体の協定書には、目的、名称、構成員の住所及び名称、代表者（管理法人）、代表者の権限、構成員の業務分担、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等が記載されていること。

6 スケジュール（予定）

令和 7 年

7 月 18 日(金)	-----	企画提案公募及び質問受付開始
7 月 23 日(水)	-----	質問事項締切 ※17 時必着（【様式 9】提出）
7 月 24 日(木)	-----	質問回答

7月29日(火) ----- 企画提案書提出締切 ※17時必着
7月31日(木) ----- 企画提案選定委員会（書面審査）
8月上旬（予定） ----- 結果通知
8月上旬（予定） ----- 契約

7 応募方法

（１）企画提案書等の提出

募集要領に従い提案書を作成し、期限までに持参又は郵送（必着）にてご提出ください。

ア 提出期限

令和7年7月29日(火)17時必着（郵送含む）

イ 提出書類

- ①企画提案応募申請書 【様式1】
- ②会社概要書 【様式2】
- ③過去の類似業務実績 【様式3】
- ④企画提案書 【様式4】
- ⑤経費見積書 【様式5】
- ⑥スケジュール表 【様式6】
- ⑦執行体制 【様式7】
- ⑧誓約書 【様式8】
- ⑨質問書 【様式9】（質問者のみ）
- ⑩共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ） 【様式10】
- ⑪その他、法人等の概要が分かる参考資料等

ウ 提出部数

（ア）提出書類①～⑦及び⑪は各6部（1部は正本、5部はコピー）

（イ）提出書類⑧及び⑩は各1部

エ 製本方法

A4版、提出書類①～⑦及び⑪を一式とし、全ての書類の通し番号でページを付し、適宜インデックスを付ける。

オ 提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 県庁舎3階
沖縄県子ども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課

8 企画提案の選定方法

提出された書類により参加要件を確認後、企画提案選定委員会（書面審査）により選定する。

参加要件を満たさない者については、書面審査は行わない。

参加要件を満たさなかった者に対しては、結果のみ電子メールにて通知する。

(1) 企画提案選定委員会（書面審査）について

ア 日 時：令和7年7月31日（木）

イ 選定方法：書類審査により企画提案書の内容を総合的に審査の上、最も優秀な提案を行った者を優先交渉権者として決定する。

(2) 本審査結果の通知

審査の結果は、全ての提案者に文書で通知する。

9 経費見積について

(1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出すること。

※企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

(2) 積算の項目については、以下の内容で提出すること。

①人件費

②謝金（編集委員会委員に対する委員報酬及び費用弁償については、別途提示する参考見積額（様式5に記載済）を計上すること。）

③交通費

④使用料、備品賃借料

⑤印刷製本費

⑥その他必要経費（通信運搬費、事務費、設営費等、詳細がわかるよう記載すること。）

⑦一般管理費（（直接人件費+直接経費）×10%以内）、消費税

※各経費については、月数、回数、個数等、見積条件がわかるように明記すること。

※該当しない項目については記載不要

10 契約

(1) 契約の締結

企画選定第1位入選者と業務内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。ただし、採択要件として提案書における実施計画、実施体制、積算等の見直しを求めることがある。

県と第1位入選者との間で委託に関する協議が合意に至らなかった場合には、次順位以降のものを繰り上げて、その者と協議を行い契約するものとする。提出のあったいずれの提案内容も妥当でないと判断した場合には、再公募することがある。

(2) 契約金額

受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定する。

(3) 契約保証金

契約締結時に、沖縄県財務規則第101条第1項により契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要がある。ただし、同条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

11 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 企画の提案に当たっては委託業務の概要と事業目的を踏まえて、事業目的を最大限達成することができるような企画を提案すること。
- (3) 企画提案書等の作成に要する経費等については、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出期限後の書類の変更、差替え及び再提出は、軽微な変更を除き原則認めない。
- (6) 企画提案書等の書類は、選定以外の目的に使用しない。
- (7) 提出された企画提案書・審査内容・審査経過等については公表しない。
- (8) 当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の破棄、委託費の返還等の措置をとることがある。

12 公募に関する質問の受付

公募に関する質問については、以下のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

質問書【様式9】を下記の問合せ先へメールで受け付ける。

※メールの件名は【戦後 80 年おきなわ女性のあゆみ制作業務・質問書提出】とすること。

(2) 受付期間

令和7年7月18日(金)から7月23日(水)17時まで

(3) 回答方法

回答は県ホームページに随時掲載する。

なお、審査結果に関する問い合わせには応じないものとする。

13 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 県庁舎 3 階

沖縄県子ども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (担当：松永)

E-mail : aa001309@pref.okinawa.lg.jp

電話 : 0 9 8 - 8 6 6 - 2 5 0 0